



# 新買増権保証特約

(無配当)

医師の診査や告知なしで、将来、死亡保障を買増する権利を保証する特約です。

## 特長

### 1 将来、新たな保険契約を買増する権利を保証します。

被保険者の健康状態にかかわらず、医師の診査や告知なしで新たな保険契約を買増する権利(買増権)を、ご契約時に保証します。

#### ● 普通買増

当社所定の年齢毎に新たな保険契約を買増することができますので、収入の増加にあわせて無理なく保障額を増やすことができます。

#### ● 特別買増

ご結婚やお子さまの誕生時など責任が重くなったときに、保障額を増やすことができます。

また、以後の普通買増権のすべてを一括で行使し、一度に大きな保障を買増することもできます(特別買増事由による買増権の特別取扱)。

※ この特約自体に給付金支払等の保障はありません。

### 2 死亡保障を主たる目的とした保険契約を買増できます。

#### ● 普通買増事由による買増権を行使する場合

終身保険、養老保険、年金支払型特殊養老保険、変額保険等、買増時に取扱いしている、死亡保障を主たる目的とした所定の保険種類から選ぶことができます。

#### ● 特別買増事由による買増権を行使する場合

終身保険、養老保険、年金支払型特殊養老保険、定期保険、家族収入保険、変額保険等、買増時に取扱いしている、死亡保障を主たる目的とした所定の保険種類から選ぶことができます。



## ご注意

● 病気やケガ、要介護状態、就労不能状態に対する保障を目的とした保険種類に付加した場合でも、**買増可能な保険種類は、死亡保障を主たる目的とした保険種類に限ります**。買増できる保険種類の詳細については、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

● この特約が付加された主契約の被保険者が、所定の身体障害の状態または高度障害状態になった場合、この特約は消滅します。この特約の消滅事由については、P3の「消滅事由」をご確認ください。

**P4**▶ ご検討にあたりましては、必ず「ご契約に関する注意事項」をご確認ください。



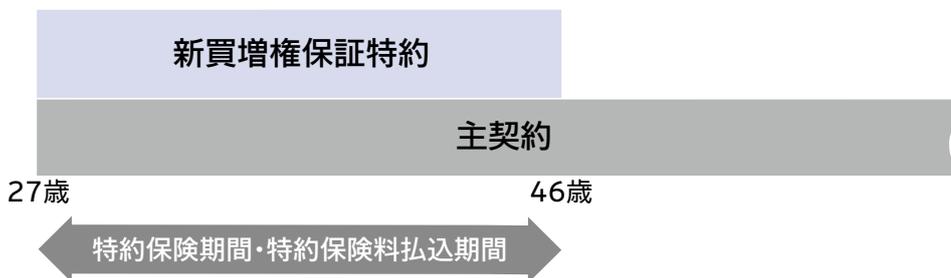
Prudential

## ご契約例

契約年齢……………27歳

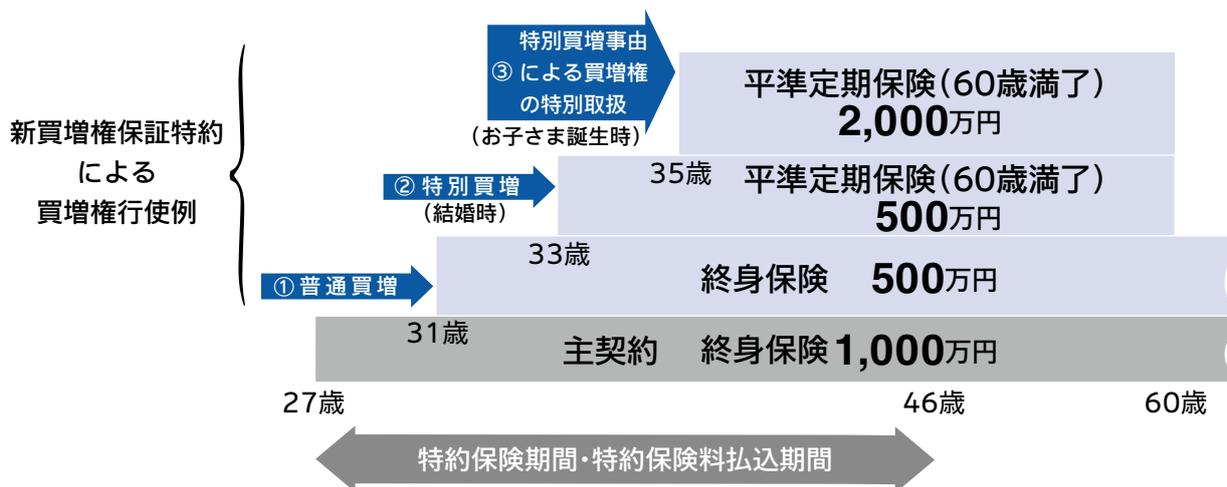
特約保険料払込期間 ……46歳を含む保険年度まで

特約金額……………500万円



### 買増権行使例

- ① 31歳時に普通買増権を行使
  - ② 33歳時に結婚して特別買増事由による買増権を行使
  - ③ 35歳時にお子さまが誕生して特別買増事由による買増権の特別取扱を行使
- 35歳時に特別買増事由による買増権の特別取扱を行使したことにより、新買増権保証特約は消滅



## 特約の内容について

### 買増事由

主契約の責任開始日(特約を中途付加する場合、この特約の契約日)から2年経過後、この特約の期間中に、以下の事由に該当したとき。

#### ● 普通買増事由

被保険者が、次の年齢になった日以後最初に到来するそれぞれの年単位の契約応当日の前日に生存しているとき

種類	行使可能年齢
40歳満了型	満25歳、満28歳、満31歳、満34歳、満37歳、満40歳
46歳満了型	満31歳、満34歳、満37歳、満40歳、満43歳、満46歳

#### ● 特別買増事由

- ① 出生または縁組等により、被保険者と同一戸籍に被保険者の子が記載されたとき
- ② 婚姻により、被保険者と同一戸籍に被保険者の配偶者が記載されたとき

## ■ 特別買増事由による買増権の特別取扱

特別買増事由(縁組等を除く)に該当した場合に、特約金額に以下の到達年齢に応じた係数を乗じた金額を上限とし、保険契約を一時に買増することができます。

到達年齢	22～24歳	25～27歳	28～30歳	31～33歳	34～36歳	37～39歳	40～42歳	43～45歳
40歳満了型	6	5	4	3	2	1	—	—
46歳満了型	—	—	6	5	4	3	2	1

## ■ 買増権の行使期間

- ① 普通買増事由に該当するときは、その日を含めて前2カ月間
- ② 特別買増事由に該当したときは、その日を含めて2カ月間(ただし、特約の期間の満了日まで)

※ 期間内に買増権を行使しなかった場合、その買増権は消滅します。

## ■ 買増の回数および限度

- 普通買増・特別買増をあわせ下記を限度とします。

契約年齢	0～23歳	24～26歳	27～29歳	30～32歳	33～35歳	36～38歳	39～41歳	42～44歳
40歳満了型	6	5	4	3	2	1	—	—
46歳満了型	—	—	6	5	4	3	2	1

- 1回に買増することができる金額は特約金額を限度とします。(ただし、特別買増事由による買増権の特別取扱は除きます。)
- 特別買増事由による買増権を行使できるのは、特別買増事由に該当した日からその日を含めて、3年以内に買増権の行使が可能な普通買増事由が存在する場合に限ります。
- 特別買増事由による買増権を行使した場合には、その特別買増事由に該当した日の直後に生じる普通買増事由による買増権は消滅します。
- 買増保険契約の保険契約者および被保険者は、それぞれ主契約の保険契約者および被保険者と同一人とします。

## ■ 消滅事由

つぎのいずれかに該当する場合、この特約は消滅します。

- ① 買増する金額に関わらず、特別買増事由による買増権の特別取扱により、一時に買増を行ったとき
- ② 主契約が消滅したとき\*
- ③ 被保険者が所定の高度障害状態に該当し、主契約の保険金等が支払われないとき
- ④ 被保険者が所定の身体障害の状態に該当したとき
- ⑤ 主契約が払済保険または延長定期保険に変更されたとき

\* ファミリー・インカム、米国ドル建家族収入保険(高度障害療養加算型)については、家族年金または高度障害年金を支払ったときを含みます。リビング・インカムについては、被保険者が所定の高度障害状態に該当し、短期就労不能給付金または長期就労不能給付金を支払ったときを含みます。



## ご契約に 関する 注意事項

- お客さまの年齢・職業・過去のご契約歴などによっては、記載のご契約内容ではお申込みできない場合や制限させていただく場合があります。詳細はライフプランナーまでお問い合わせください。
- この特約は、経過期間等によっては解約返戻金が全くないか、あってもごくわずかです。
- 特別買増事由による買増権を行使する場合、買増するファミリー・インカムには健康体割引特則は付加できません。

ご契約の際には、「**契約概要**」、「**注意喚起情報**」および「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。

- 「**契約概要**」は、保険商品の概要をご理解いただくために必要な情報を記載したものです。
- 「**注意喚起情報**」は、ご契約に際して、特にご注意いただきたい事項（クーリング・オフ、告知義務、免責、解約と解約返戻金に関するご注意、生命保険会社の財産状態の変化による生命保険契約への影響の可能性について等）を記載したものです。
- 「**ご契約のしおり・約款**」は、ご契約についての大切な事項およびご契約者に必要な保険の知識を記載したものです。  
「**ご契約のしおり・約款**」は当社ホームページ  
(<https://www.prudential.co.jp/insurance/lineup/yakkan/>) 上でいつでもご覧いただけます。



保険種類をお選びいただく際には、「**保険種類のご案内**」をご覧ください。

この特約は、「**保険種類のご案内**」に記載されている**新買増権保証特約**です。「**保険種類のご案内**」は当社のライフプランナーが携帯しております。また、最寄りの支社にもご用意しております。

### ■生命保険募集人について

当社のライフプランナー（生命保険募集人）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

### ■告知について

被保険者が告知される際には、必ず「**告知書**」記入上のご注意をご一読いただき、告知書へご記入ください。

### ■取引時確認について

ご契約のお申込みに際しては、お客さまの本人特定事項、取引を行う目的、職業又は事業の内容、法人のお客さまの場合は実質的支配者等を確認させていただきまします。

### ■個人情報のお取扱いについて

お客さまよりお預かりしております個人情報については、当社の「**個人情報保護方針**」に従い、適切に取り扱っております。詳しくは、当社のホームページ (<https://www.prudential.co.jp/>) をご覧ください。

### ■諸利率について

経済情勢等により変動する可能性のある諸利率は、当社のホームページに公開しておりますのでご確認ください。

### ■記載のお取扱いについて

記載のお取扱いは2023年9月現在における当社でのお取扱いによるもので、将来変更となることがあります。

プルデンシャル生命がお届けするのは、すべてオーダーメイドの生命保険です。  
お客さまお一人おひとりの状況、ニーズに合わせた保障プランをライフプランナーが設計します。  
保険商品の詳細は、「ご契約のしおり・約款」等とあわせてライフプランナーよりご案内します。

## プルデンシャル生命保険株式会社

本社 〒100-0014 東京都千代田区永田町2-13-10  
インターネットホームページ <https://www.prudential.co.jp/>

保険に関するお問合わせ・お手続きやご契約に関する照会・ご不満等につきましては、下記またはライフプランナーへお問合わせください。

パートナーフォーユー  
カスタマーサービスセンター **0120-810740** (通話料無料)  
※最新の営業時間は当社ホームページをご覧ください